

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 富加町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.9%
全職員	54.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	96.0%
本庁係長相当職	93.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.7%
31～35年	94.9%
26～30年	88.6%
21～25年	92.6%
16～20年	101.2%
11～15年	83.5%
6～10年	94.4%
1～5年	115.5%

【説明欄】

男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載している。また、本庁課長補佐相当職に富加町の参事級、課長級が、本庁係長相当職に課長補佐級、係長級が相当する。短時間勤務をしている女性の会計年度任用職員が、全職員の約45%を占めており、全職員の給与の差異に表れている。扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の手当額割合は90.6%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。